別記二　制限又は条件

（北海道区）

1　(1)　体長（ふん端から尾びれの岐点までの長さをいう。以下同じ。）二十二センチメートル未満のにしんの漁獲は、にしんの総漁獲尾数の十分の一を超えてはならない。この範囲を超える場合には、直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。

(2)　操業区域中北緯四十五度四十分十一秒の線以北のオホーツク海及び日本海の海域においては、かに及びつぶを採捕してはならない。

2　(1)　体長二十一センチメートル未満のにしんの漁獲は、にしんの総漁獲尾数の十分の一を超えてはならない。この範囲を超える場合には、直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。

(2)　操業区域中択捉島ラツキベツ岬東端百五十度の線と北海道根室市納沙布岬突端百五十度の線との両線間における海域においては、たらばがに、けがに及び花咲がにを採捕してはならない。

3　操業区域の3中北海道幌泉郡えりも町襟裳岬突端正南の線以西の海域においては、毎年四月一日から九月三十日までの間は、操業してはならない。

4　操業区域の2においては、毎年六月十日から十月十日までの間以外の期間は、操業してはならない。

5　操業区域の2中北緯四十六度八秒の線以南の海域においては、操業してはならない。

6　操業区域の4においては、毎年一月十日から四月二十日までの間以外の期間は、操業してはならない。

7　操業区域の4中択捉島ベルタルベ山頂上百五十度の線以西の海域においては、操業してはならない。

8　(1)　すけとうだらを漁獲対象とする場合にはコッドの網目を九十ミリメートル以上、かれいを漁獲対象とする場合はコッドの網目を七十五ミリメートル以上にしなければならない。

(2)　すけとうだら又はかれいを漁獲対象とする場合には、コッドを一重にしなければならない。ただし、コッド網地面積の二分の一を超えない範囲で、コッドの底面及び側面下部にスレ網を固着する場合は、この限りでない。

(3)　けがにの雌がに及び甲長八センチメートル未満のけがにの雄がにを採捕してはならない。

(4)　旧トン数九十八トン以上又は新トン数百二十六トン以上の船舶で、我が国の領海又は排他的経済水域（日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定（昭和五十九年条約第十一号）第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域（以下「ロシア二百海里水域」という。）を除く。以下同じ。）において、網口開口板を使用せずに操業する場合には、荒手網部分を含めヘッドロープの長さを百五十メートル以内としなければならない。

9　操業区域の3又は4においては、船橋甲板室の周囲を茶色（マンセル記号　10YR7／4）の塗料で塗装しなければならない。

10　ロシア二百海里水域において操業する場合には、ロシア連邦の入漁許可を受けるとともに、ロシア連邦の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

11　花咲がにの雌がに及び甲幅八センチメートル未満の花咲がにの雄がにを採捕してはならない。

（太平洋北区）

12　操業区域の7においては、毎年十月十六日から翌年三月十五日までの間以外の期間は、操業してはならない。

13　操業区域の7においては、毎年十月十六日から翌年二月十五日までの間以外の期間は、操業してはならない。

14　操業区域の7中北海道広尾郡広尾町広尾灯台七十一度の線と同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正東十五海里の点と同道中川郡豊頃町十勝大津灯台百三十二度十海里の点とを結ぶ線との交点及び同道釧路市釧路埼灯台二百二十六度の線と北緯四十二度四十分九秒の線との交点を通る線以西の海域においては、毎年十月十六日から同月二十五日までの間は、操業してはならない。

15　当分の間、操業区域の8においては、操業してはならない。

16　操業区域の8中青森県下北郡東通村白糠灯台正東の線以北の海域においては、操業してはならない。

17　操業区域の5又は8においては、二そうびきで操業してはならない。

18　操業区域の6においては、船橋甲板室の周囲を、それぞれ次の区分に応じた色の塗料で塗装しなければならない。

青森県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　緑色（マンセル記号　2・5G8／3）

宮城県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　黄色（マンセル記号　5Y8・5／13）

福島県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　青色（マンセル記号　10B6／7）

19　操業区域の10又は11中福島県いわき市塩屋埼突端正東の線以南の海域においては、操業してはならない。

20　操業区域の11中最大高潮時海岸線上青森岩手両県界正東の線以北の海域においては、操業してはならない。

21　操業区域の6においては、

(1)　体長二十一センチメートル未満のにしんの漁獲は、にしんの総漁獲尾数の十分の一を超えてはならない。この範囲を超える場合には、直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。

(2)　操業区域中択捉島ラツキベツ岬東端百五十度の線と北海道根室市納沙布岬突端百五十度の線との両線間における海域においては、たらばがに、けがに及び花咲がにを採捕してはならない。

22　操業区域の6又は7においては、

(1)　すけとうだらを漁獲対象とする場合には、コッドの網目を九十ミリメートル以上、かれいを漁獲対象とする場合には、コッドの網目を七十五ミリメートル以上にしなければならない。

(2)　けがにの雌がに及び甲長八センチメートル未満のけがにの雄がにを採捕してはならない。

(3)　花咲がにの雌がに及び甲幅八センチメートル未満の花咲がにの雄がにを採捕してはならない。

23　操業区域の12中最大高潮時海岸線上宮城福島両県界正東の線以北の海域においては、操業してはならない。

（太平洋中区）

24　操業区域の14中静岡県賀茂郡西伊豆町平島から同県御前崎市御前埼灯台に至る線と同県下田市神子元島から同郡南伊豆町石廊崎に至る線との交点正南の線以東の海域においては、毎年五月十六日から十一月十五日までの間は、操業してはならない。

25　操業区域の17においては、毎日日没一時間後から翌日の日出一時間前までの間は、操業してはならない。

26　操業区域の17中水深二百メートル以浅の海域においては、操業してはならない。

27　操業区域の17中和歌山県東牟婁郡串本町潮岬正南の線以西の海域においては、毎日日没一時間後から翌日の日出一時間前までの間は、操業してはならない。

28　操業区域の17中和歌山県東牟婁郡串本町潮岬正南の線以西の水深二百メートル以浅の海域においては、操業してはならない。

（太平洋南区）

29　操業区域の21中高知県宿毛市鵜来島西端から大分県佐伯市深島頂上を通る線以北の海域においては、操業してはならない。